

令和2年4月30日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 行政部 総務課
直通	072-228-7010
内線	5197
FAX	072-222-0536

特別定額給付金のオンライン申請の受付を開始します ～ 申請相談のためのコールセンターも開設 ～

堺市では、令和2年4月20日に閣議決定された特別定額給付金（仮称）（以下、「同給付金」という。）の給付のため、政府が運営するオンラインサービス・マイナポータル（以下「マイナポータル」という。）からの同給付金の申請受付を令和2年5月1日（金）から開始します。

また、同給付金の申請に関する相談に対応できるよう、コールセンターを開設します。

1 オンライン申請について

政府が運営するマイナポータル上で、令和2年5月1日（金）からマイナンバーカードの所持者はオンラインで申請できるようになります（申請画面は午前8時30分ごろ開設予定。）。これを受けて堺市民でマイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォン（※）で5月1日から申請できるようになります。

なお、この申請方法では、通常、給付金の申請に必要な、免許証やマイナンバーカードなど本人確認書類の写しの提出が不要です。

※ スマートフォンはマイナンバーカードの読み取り機能が搭載されているもののみ利用が可能です。パソコンの場合は、当該情報を読み取るためのICカードリーダーライターなどの機器を別途用意する必要があります。対応スマホのリストはマイナポータルの「よくある質問」ページに記載されています。

なお、郵送による申請方法については、詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

2 コールセンターの開設について

同給付金の申請に関する相談にスムーズに対応できるよう、コールセンターを開設し、令和2年5月1日から電話相談の受付を開始します。

【堺市特別定額給付金コールセンター】

電話：03-6631-7041（有料）

開設日時：令和2年5月1日（金）

平日 午前9時から午後5時30分まで

※5月中は土・日・祝日も開設しています。